

令和 7 年 8 月定例教育委員会会議録

令和 7 年 8 月 5 日 定例熊谷市教育委員会を市役所 3 0 3 会議室に招集する。

- 出席者
渋谷 昌美、小林 敏宏、加藤 道子、大石 聡一
- 出席事務局
教育次長 三友 孝二
参事兼学校教育課長 中谷 樹
教育総務課長 小暮 洋久
社会教育課長 小澤 信行
文化センター所長 大野 浩
社会教育課文化財保護・
市史編さん担当副参事 吉野 健
教育総務課副課長 増田 彩子
教育総務課主査 宮尾 美和

1 3 時 2 1 分 8 月定例教育委員会開会

教育長が、令和 7 年 8 月定例熊谷市教育委員会の開会を宣言し、本会議の会議録の署名人に大石委員を指名した。

事務局から傍聴希望者がいない旨の報告があった。

7 月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

教育長から、議案第 2 8 号、第 2 9 号及び第 3 2 号は、人事案件のため非公開とし、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

また、7 月定例教育委員会からの継続審議である議案第 2 4 号「熊谷市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書（案）」は、9 月市議会での報告前のため、7 月定例教育委員会同様に傍聴は非公開とし、市議会への報告後、本日の会議録を公開することとしたい旨の発議があり、承認を得た。

日程第 1（報告第 8－1 号）寄附申出について

教育総務課長から、令和 7 年 6 月 1 1 日から令和 7 年 7 月 1 0 日までの期間、ふるさと納税が 1 件 3 万 4 千円の寄附申出があったとの報告があった。

日程第 1（報告第 8－2 号）8 月教育委員会行事予定について

教育総務課長から、9 月定例教育委員会を 8 月 2 9 日に開催するとの報告があつ

た。また、今後の予定として、１０月定例教育委員会は星溪園で開催予定であるとの報告があった。

日程第２（議案第３０号）熊谷市立熊谷図書館の臨時休館日について

文化センター所長から、本議案は、文化センター設備改修事業として、図書館棟内３つのエレベーターの改修工事を行うにあたり、熊谷図書館の臨時休館日を設けることを諮るものであるとの説明があった。

まず、工事概要として、３つあるエレベーターのうち、１つ目は図書館棟１階から４階のプラネタリウム館まで、主に来館者が利用する図書館棟玄関左手にある１号機、２つ目は、図書館棟地下１階から３階展示室のバックヤードにある荷物専用の２号機、３つ目は、図書館内１階の窓口と２階の閉架書庫の間で使用する書籍専用の小荷物専用エレベーターで、１号機及び２号機は、制御リニューアルとなり、主に電気が通っている機器類を交換し、安全対策や耐震対策を施す工事と、エレベーター稼働時に一緒に動く部分で、摩耗等で劣化が進みやすい部位を新しくする工事であるとの説明があった。また、かご内の内装を張り替え、のりばドアも新しくする予定であるとの説明があった。一方、書籍専用の小荷物専用エレベーターは、既存同型サイズの製品の製造が廃止となっているため、全撤去リニューアルとなり、開口部分の枠から扉、巻上機、ロープ、かごなど全てを新しいものに交換し、１号機及び２号機の工事期間は、作業音の発生が少なく、図書館利用者に音による影響が少ない工事となるが、小荷物専用エレベーターは全撤去リニューアルのため、エレベーターかご外側のコンクリートはつり作業や壁面打ち込み作業が発生し、作業音による影響が避けられないため、工事期間中は熊谷図書館を閉館せざるを得ない状況であるとの説明があった。

具体的な工事期間は、小荷物専用エレベーターが令和７年９月２９日から１０月２４日、２号機が令和７年１０月２０日から１２月１２日、１号機が令和７年１２月８日から令和８年２月２日で、来館者用として使用している１号機の改修期間中は、基本的に階段を利用することになり、足の不自由な方は、２号機で２階、３階に上がることになるが、３階から４階に関しては、階段利用となるため、車いすの方は、１号機改修期間中は３階までの利用になるとの説明があった。小荷物専用エレベーターの工事期間中は休館となるが、９月２９日の月曜日は通常の休館日のため、臨時休館日に含めていない。

本件に関する広報は、館内への掲示、市報や市ホームページ等で周知する予定で、熊谷図書館臨時休館期間中も、文化会館とプラネタリウム館は、通常開館するとの説明があった。

（議案は、原案どおり可決）

日程第 2（議案第 3 1 号）熊谷市立文化センタープラネタリウム館の臨時休館日について

文化センター所長から、本議案は、プラネタリウム投影機の更新工事を行うにあたり、プラネタリウム館の臨時休館日を設けることを諮るものであるとの説明があった。

臨時休館日は、プラネタリウム投影機等更新工事及び新たな投影機での操作習熟におよそ 3 か月の期間を要することから、令和 7 年 1 2 月 2 7 日まで既存機器で開館し、年末年始の休館日を挟み、令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 4 月 3 日までの期間とするとの説明があった。新規オープンとなる 4 月 4 日からの一定期間は、オープン記念としてプラネタリウム館の無料観覧を予定しており、本件に関する広報は、館内への掲示、市報や市ホームページ等で周知するとの説明があった。

（質疑等）

教育長から、新しい投影機での投影内容について質問があり、文化センター所長から、既存機器が投影できる恒星数が 1 万個なのに対し、新しい投影機は 1 千万個投影できるようになるとの回答があった。また、現在は、地球を起点にした星空を過去・現在・未来と映し出していたが、新しい機器は視点を地球だけでなく宇宙空間まで飛ばし、視点の展開が可能なことから、よりダイナミックな投影内容に変わるとの説明があった。

加藤委員から、昭和 5 4 年の開館以来、現在の機器を使用し続けているのかとの質問があり、文化センター所長から、現在使用している機器は 2 機目で、1 機目は 2 3 年間使用し、それ以降現在の機器を約 2 4 年間使用したことになるとの回答があった。

大石委員から、現在、プラネタリウム館で市内小学校等の団体利用の受け入れはあるのかとの質問があり、文化センター所長から、現在学校の利用は無く、コロナ禍でプラネタリウム館の使用が中止になった際、学習投影での来館も中止にして以降、再開していない状況であるが、希望があれば団体投影の対応は可能であるとの回答があった。

（議案は、原案どおり可決）

日程第 2（議案第 3 3 号）熊谷市文化財指定候補の調査実施に係る熊谷市文化財保護審議会への諮問について

文化財保護・市史編さん担当副参事から、本議案は、熊谷市文化財保護条例第 4 条及び熊谷市文化財保護審議会規則第 2 条に基づき、熊谷市文化財保護審議会に対し、市指定文化財候補として調査、審議することを諮問してよろしいか伺うものであるとの説明があった。

1 件目の「石原区屋台」は、市無形民俗文化財「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」に係る、石原区所有の屋台で、熊谷では唯一の四方破風屋根を持つ屋台であり、熊谷うちわ祭参加町区の中では、各懸魚（けぎょ：屋根破風板の下に取り付けられる部材）の四神彫刻など、最も多くの彫刻を有するものであるとの説明があった。新調製作時期は昭和 11 年、その製作には、国宝歙喜院聖天堂再建の際、大工棟梁を務めた林 正清の家系である林設計事務所、石原区の渡谷豊吉が担い、彫刻は旧玉井村の小林義雄が担った。

2 件目の「本石区屋台」も同じく、「熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）」に係る、本石区所有の屋台で、石原区に次いで、多くの彫刻を有する屋台であり、新調製作時期は昭和 12 年、製作は本石区の大澤善太郎が担い、彫刻師は内山良雲が担った。

以上 2 件については、「熊谷八坂神社祭礼行事」を構成する 1 つとして、市有形民俗文化財の指定が適切かについて、詳細な調査を実施したいものであるとの説明がいあった。

3 件目の「出来島八坂神社祭礼行事」は、7 月下旬に、妻沼地区西部の出来島八坂神社（伊奈利神社）の夏祭りの一環として行われる祭礼行事であり、同じ時期に行われる、妻沼地区東部の葛和田、市無形民俗文化財「大杉神社祭礼行事」のあばれ神輿に対し、西のあばれ神輿とも言われるものである。いずれも利根川沿いにあった河岸に残る行事で、河岸や舟運の繁栄を祈る、疫病や災厄をはらうなど、神事としての行事が今に伝わるものである。

本件については、出来島に伝わるこの祭礼行事が、市無形民俗文化財として指定が適切に係り、行事の歴史や行事全体のことについて、詳細な調査を実施したいものであるとの説明があった。

なお、各々の物件の調査員は、専門分野に鑑み、文化財保護審議会委員兼文化財専門調査委員、又は、別に委嘱する文化財専門調査委員を予定しているとの説明があった。

（質疑等）

大石委員から、屋台は市有形民俗文化財の指定を受けても、これまで同様に使い続けることは支障ないのかとの質問があり、文化財保護・市史編さん担当副参事から、既に第一本町区及び第二本町区の山車、彌生町屋台も市指定文化財であるが行事の中で使われており、可動する車輪等の部分的な新調、交換等の修繕は必要になることもあるが、市指定文化財となってもその価値は損なわれない、また行事の中の 1 つの構成要素として位置づけられるとの回答があった。

（議案は、原案どおり可決）

（その他）後援等承認決定した事業一覧について

教育総務課長から、令和7年6月16日から令和7年7月15日までに後援等承認決定した事業が27件あったとの報告があった。

日程第2（議案第24号）令和7年度熊谷市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書（案）について

教育総務課長から、7月定例教育委員会において、委員により点検・評価報告書の内容確認を依頼し、また教育委員会各部署でも再度確認を行ったところ、修正については、段階等簡易なもののみ行ったとの説明があった。

また、確認作業の中で、委員から2点意見があり、1点目は、施策3・単位施策1・具体的な取組 2 「（仮称）第1中央生涯活動センターの整備推進」について、「第1中央生涯活動センターについては、現在の市民ホールを建て替える場合、近隣の土地の買収をしても、かなり小規模になると思われるため、市役所本庁舎跡地などを含め、色々な可能性を探っていただきたい。」との意見に対し、所管の中央公民館から「市民ホール跡地での建て替えは、あくまでも選択肢の一つであり、引き続き用地買収も含めた整備用地選定に取り組んでいる。市役所本庁舎跡地の活用についても、その可能性について検討していく。」との回答があったとの説明があった。2点目として、施策3・単位施策2・具体的な取組 1 「図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実」で、「電子書籍の貸し出し数がほとんど増えていないが、何か拡充しにくい理由があるのか。」との意見に対し、所管の図書館から、「図書館ホームページや市報、図書館利用案内で電子図書館の利用方法を周知しており、コロナ禍で図書館が休館していた期間には貸出数も2,600件以上となったが、現在はコロナ禍以前の利用数に戻っている状況である。毎年電子書籍を購入し、蔵書数を増やしており、引き続きホームページ等で周知するとともに、SNS等でも電子図書館を紹介し、周知等に努めていく。」との回答があったとの説明があった。

最後に、本日承認を得られれば、当該報告書（案）を9月市議会定例会に提出するとの説明があった。

（質疑等）

加藤委員から、市で公共施設を建てる際、買収による建設用地の確保以外に、近隣住民から必要な用地を賃借する選択肢はないのかとの質問があり、教育総務課長から、学校の校庭等でも住民から借りている事例はあるが、賃借だと永続的に土地を借り続けられるか不確定のため、買収による方法が一般的と考えられるとの回答があった。

（議案は、修正案どおり可決）

日程第 2（議案第 28 号、第 29 号、第 32 号）非公開

（議案は、原案どおり可決）

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和 7 年 8 月定例熊谷市教育委員会を閉会した。

（14 時 05 分 閉会）

署名

教育長 渋谷 昌美

委員 大石 聡一